令和4年度第３回熊本市安全安心まちづくり懇話会会議録（意見交換概要）

【開催日時】令和4年１１月４日（金）10時～11時
【開催場所】議会棟2階予算決算委員会室
【出席者】出席者名簿のとおり
【会次第】・前回の振り返りとご意見の概要
・条例改正（制定）の考え方と骨子たたき台案について
・今後の検討体制案について

【意見交換】
１．前回の振り返りと今後の方向性について
（1）安全安心まちづくり条例について
〇委員
安全安心まちづくり条例第５条（市民の責務）について、自ら防犯意識をもち行動することは必要であると思うが、併せて再犯防止や防犯等への市民の理解を深めるという内容を追加いただけたらと思う。

〇事務局
現行条例の第５条第１号に、「安全安心まちづくりに関する理解を深めること」と有るが、改正後はより趣旨を反映させ、わかりやすい表現となるよう、文言の工夫や定義での工夫、逐条解説でも詳しく説明するなど、ご意見を反映させていきたいと思う。

〇座長
現在の条例には自ら防犯意識を持ち行動する旨の規定はあるのか。

〇事務局
現行条例では、市民の責務として自ら防犯意識を持ち行動する旨の規定はない。しかし、市民が自ら防犯意識を持ち、防犯や地域の防犯活動に関する理解を深めることを趣旨として今回の条例改正で追加したいと考えている。

〇座長
自ら防犯意識を持つべきというのはそのとおりであるが、犯罪被害に遭われた方が、自らの防犯意識が不足していたと自己を責めてしまうことにはならないか。

〇委員
他の自治体でも、防犯意識を持ち行動するという規定が、被害者を責める方向に利

用されるのではと懸念する意見を聞いたことはある。しかし、例えば、窃盗の被害に遭わないために家の鍵を閉めましょう、自転車の盗難に遭わないために２重ロックをしましょうなどの意味合いで捉えると良いと思う。また、犯罪被害者について、悪いのは第一義的には加害者であることは間違いなく、今回の規定をもって被害者の方が防犯意識を持たずに軽率な行動をしたと責められるような解釈に直接結びつくものではないと思われる。そのうえ、努力規定であり、今回の規定をもって被害者の落ち度があるとはならないのではないかと考える。

（２）犯罪被害者等支援条例について

〇委員

条例骨子案の方針に見舞金等が追加され、構成案の第８の経済的負担の軽減についても配慮されており有難い。ただ、第８の経済的負担軽減に関して具体的な取組については計画にすると言われていたが、計画は条例よりも改正しやすくなってしまうのではないかと懸念している。例えば、もし今回支援金等の事業を市で設けたとしても、その計画がなくなってしまうことはないのか。

〇事務局

今後の体制として、「安全安心まちづくり推進協議会」を諮問機関として推進委員の皆さまにご意見をお伺いしていくことになるが、今回の懇話会の委員の皆さまに委員になっていただきたいと考えている。その協議会で、該当支援策が時代に合わない等、必要ないと認められたときに該当支援策がなくなる可能性もあるが、もちろん必要であれば、なくなることはないと考えている。

〇委員

資料２について、「家賃補助」は第 15 条の安全の確保ではなく、第 16 条の居住の安定に当てはまるのではないかと思う。

犯罪被害者条例に関して、今後の具体的な項目として、市民の責務のイメージが付きにくいと思った。

〇事務局

「家賃補助」については、緊急避難の要素から第 15 条の安全の確保にしていたが、第 16 条の居住の安定につながることこそ最も重要な目的と考え、今後は第 16 条で整理していきたいと思う。

市民の責務については、犯罪被害者のおかれている状況等への理解を深め、犯罪被害者を社会で孤立させないよう条文で謳いたいと担当レベルで考えていた。また、県の条例と重複する部分は規定できないという事情もあるので、県の条例と整合性を図りながら進めていきたい。

○座長
資料２の犯罪被害者等支援条例骨子案の体制・負担軽減等の項目に、「ワンストップ、アウトリーチ」と記載があるが、この条例におけるアウトリーチとは具体的にどういった支援策を想定しているか。

○事務局
犯罪被害者の方が、関係事務手続や相談が必要だが身動きが取れないときなどに、必要に応じて、担当者が本人のところに出向いて手続きをしたり相談を受けたりすることを想定している。そのためには、担当課だけでなく、区役所等の関係機関との連携や協力が必要であり、柔軟な対応ができるような体制を整えたい。

○委員
犯罪被害者等の「等」とはどこまでを含むか。同様に、被害者は何をもって被害者とするのか。刑が確定した場合を犯罪と捉えるのか、示談等で解決した場合も犯罪被害者にとっては被害に遭ったことには相違ないので犯罪に含むのか、犯罪被害者家族は同居家族でなければ含まれないのか等、今後検討いただけたらと思う。一つの事件においてでも、犯罪被害者等の「等」についてどこまで支援できるのか、個人支援やネットワーク支援もあるため幅広く捉えていただけたらと思う。

○事務局
支援の対象をどこまで広げるかの線引きは難しく、安全安心まちづくり推進協議会の中で推進委員の皆さまのご意見をお伺いしながら幅広く支援できればと思う。

（安全安心まちづくり条例について）
○委員
安全安心まちづくり条例見直し案骨子について、第１１条の安全安心まちづくりモデル地区について、各校区防犯協会が役割を担っているので削除とあるが、このことにより防犯協会の位置づけが条例からなくなってしまうのではないかと懸念している。

○事務局
計画の中で、各校区防犯協会の取組を継続できるように盛り込んでいきたいと考えている。

○委員
昨今、防犯協会の活動助成金等が、少々減額されているので、計画に防犯協会の活

動継続について盛り込むとはいえ、実際に活動助成を行われることが担保されるのか懸念している。

○事務局
財政当局とも協議し担保となれるよう努力していきたい。

○座長
安全安心まちづくり条例の第11条安全安心まちづくりモデル地区が、各校区防犯協会で一定の役割が果たせているため削除とあったが、犯罪被害者等支援条例の構成案17民間支援団体への支援に関係があるといえる。費用を含めた活動助成について盛り込めたらいいのではないか。

○事務局
各校区防犯協会は民間支援団体の位置づけであるため、本市としても支援を行いたいと思っている。現行の安全安心まちづくり条例は細かい内容まで盛り込んだため、時代に合わなくなってしまったという反省もあり、今回は普遍的な条例としての理念条例を制定したいと考えている。詳細の支援策については計画の中で定め、協議会でご意見をお伺いして反映できるようにと思っている。

○委員
安全安心まちづくり条例に関して、他自治体では、防犯カメラの設置運用について単独条例で定めている場合もあるが、熊本市も今回の改正では計画に盛り込むという認識で間違いないか。

○事務局
お見込みのとおり。

○委員
熊本市防犯モデル地区推進委員会では、地域で防犯活動を行っているが補助金はもらっておらず、企業からの協賛金で運営している。これからは市の補助金に頼らず、地域の方々で防犯活動を盛り上げていくことができればと思っている。そういった活動を増やしていくことができるような条例になればと思う。

○事務局
条例案についてはいただいたご意見を反映できるようにしていきたい。

３．今後の検討体制案について

（１）全般的なご意見

〇委員

安全安心まちづくり条例の改正と、犯罪被害者等支援条例の制定は同じスケジュールで進めるという理解でよいか。

〇事務局

お見込みのとおり。

（２）骨子案に関するご意見

〇委員

犯罪被害者等支援条例について、理念の中に社会で孤立させないと記載があるが、犯罪被害者の支援において、一般的には犯罪被害者の方が犯罪に遭う以前の生活に戻るために途切れのない支援をという内容があり、自分たちも途切れのない支援を目指して活動している。今回いただいた資料の中でそういった文言が見当たらないが、どうお考えか。

〇事務局

今回の資料は前回の振り返り内容を抜粋して記載しているので、今回の資料には記載がないが、途切れのない支援はもちろん大事にしていきたい。

以上で意見聴取を終了。